

令和4年7月27日
文化庁文化経済・国際課

「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン（検討のまとめ）
（案）」に関するパブリックコメント（意見公募手続）の結果について

「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン（検討のまとめ）（案）」について、令和4年5月23日から令和4年6月13日までの期間、電子政府の総合窓口（e-Gov）・電子メール・郵便・ファックスを通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、合計141件（うち団体から：32件（18団体））の御意見をいただきました。

今回御意見をお寄せいただきました多くの方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

いただいた主な御意見の概要及びそれに対する文化庁の考え方は別紙のとおりです。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

主な意見の概要及びそれに対する文化庁の考え方

主な意見の概要		文化庁の考え方
I はじめに		
1 ガイドライン（検討のまとめ）の背景		
	なぜ「我が国の文化芸術は、グローバルな競争の中で新たな付加価値を創出していくための、世界に誇る最大の資産」なのか説明してほしい。	御意見を踏まえ、文化芸術固有の意義等について追記しました。
3 ガイドラインで対象とする契約関係		
	文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン（検討のまとめ）「以下「本ガイドライン」という。」の対象とする範囲全てをまとめて考える必然性は乏しいのではないかと。	文化芸術分野の取引は、分野や職種等により多様であること等を踏まえ、分野共通的な項目等を提示することとしました。
	出版・Web 関連についても本ガイドラインで触れてほしい。	本ガイドラインは、文化芸術基本法第16条の芸術家等を対象としており、出版・Web 関連も含まれると考えています。契約において明確にすべき基本的な項目や考え方等を提示しておりますので、ご活用いただければと考えています。
	VR（バーチャル・リアリティ）や AR（拡張現実）、メタバースといった、契約形態や各種制度が整っていない過渡期の表現についても、ガイドラインで触れることを求める。	貴重な御意見として承ります。文化庁としては、パブリックコメントの御意見等を踏まえ、今後も必要な検討を随時行ってまいります。
	所属事務所を独立したタレントが「干される」「活動できないよう圧力をかけられる」不利益を是正するため、それら行為は禁止される旨の条文を設定した業界標準契約ひな型の条件提示と業界への是正指導・啓発で是正していくべき。	貴重な御意見として承ります。文化庁としては、パブリックコメントの御意見等を踏まえ、今後も必要な検討を随時行ってまいります。
	発注者と代理人であるマネジメント会社との間で結ぶ「出演契約書のひな型」も作成されることが妥当ではないかと。	「所属事務所等が契約する場合の留意点」を記載しております。文化庁としては、パブリックコメントの御意見等を踏まえ、今後も必要な検討を随時行ってまいります。
	<p>芸術家等が芸能事務所等に所属するために締結する専属契約等については、本ガイドラインの対象外であることを明確にすべき。</p> <p>多くの芸術家が仲介事業者の力を借りているが、この点本ガイドラインでほとんど語られていないことはよくない。</p> <p>特に実演家は、多くの場合、いわゆる芸能事務所に所属していることから、事務所と実演家との間の契約関係の適正化も求められる。マネジメント契約について今後検討すべき。</p> <p>事務所所属契約書に関して、移籍等に伴う活動禁止・制限条項は禁止すべき。</p>	御意見を踏まえ、いわゆるマネジメント契約について、本ガイドラインでは言及していませんが、契約の書面化の推進や取引の適正化の促進など参考にできるところは考慮していただきたい、と追記しました。文化庁としては、パブリックコメントの御意見等を踏まえ、今後も必要な検討を随時行ってまいります。
	芸術家等、事務所、制作者の三者契約の実現が必要ではないかと。	貴重な御意見として承ります。
4 本ガイドラインに関連する主な法令やガイドライン等		
	独占禁止法においては「優越的地位の濫用」に当たるかどうか重要。ついては、どのような行為が「優越的地位の濫用」にあたるか、具体的に文化庁の解釈を示して頂きたい。	事業者等と芸術家等を含めたフリーランスとの取引については、独占禁止法、下請法、労働関係法令の適用関係や、これらの法令

		に基づく問題行為を明確化した「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン（令和3年3月26日、内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省）」が策定されているため参照されたい、としています。
	下請法から「資本金1000万円」ルールを撤廃し、全発注者を下請法の対象としてほしい。	御意見については法令所管省庁にお伝えします。
	下請法の遵守が一貫して強調されているため、結果として「労働者性」を否定する方向へと誘導しているように受け止められる。	貴重な御意見として承ります。
	俳優・実演家の働き方の実態を踏まえたものとして、一般労災に関する俳優の労働者性の判断基準の見直しが必要であり、業務災害には一般労災が適用されるべき。	御意見については法令所管省庁にお伝えします。
II 文化芸術分野における契約上の課題		
1 文化芸術分野において契約の書面化が進まない理由		
	「業務に大きな支障が生じることがなかった」と明示することは、その実際として様々な権利の侵害や業務上の不適切な扱いなどが存在したことを軽視することにつながりかねない。	御意見を踏まえ、「業務を進めてこられた」と修正しました。
2 曖昧な契約や不適正な契約書によって生じる問題		
	曖昧な契約や不適正な契約によって生じる問題についてガイドラインの指摘は妥当であり、この問題に関して早急な体制の見直しが必要。	御支持の御意見として承ります。
III 課題を踏まえた改善の方向性		
1 契約内容の明確化のための契約の書面化の推進		
	契約の書面化は基本的に義務とするべき。	貴重な御意見として承ります。
	書面契約の義務化以前に、発注者と受注者が対等に協議できる等、適正な契約環境を構築するために必要な土壌を整える必要がある。	貴重な御意見として承ります。文化庁としては、今後とも適正な契約関係の構築に向けて必要な取組を進めてまいります。
	契約書を取り交わす作業自体が、フリーランスの受注者には大きな負担になるケースもありえる。制作現場の実態に照らしても、全て契約書等を締結することは実務上困難な作業。下請法等の対象とならない個々の取引の適正化の方策は、契約関係の書面化に限らず、当事者間の事前協議に委ねるケースも認められるべき。	各分野や業界等の実情に応じて契約の書面化を推進していくことが求められると考えています。
	「実情に応じて」という文言を根拠に実際には書面化が進まない事態に陥ることが予想される。それを防ぐ行政的な取組を明記すべき。	実効性確保のための方策において、文化庁による研修会の開催や相談窓口の設置等に取り組んでいくことや契約関係の適正化に向けた更なる検討を進めていく必要がある旨記載しています。
	契約書を作成することの目的は、事後のトラブルを防ぐことにある。そこで、ガイドラインにおいては、契約書を、具体的な業務に着手する前に作成するべきであることを明記されたい。	御意見を踏まえ、「事前に」と追記しました。
	発注者には、各種事業者とのやり取りについて、電話ではなく、文字情報での記録保存を行えるチャット等でのやり取りを行う	書面は、紙による交付に加え、メールやSNSのメッセージ等の電磁的記録によるものな

	事を推奨してはどうか。	どが考えられる、としています。
2 取引の適正化の促進		
	内容について賛成。事前に条件について十分に協議・交渉が行われ、その内容が書面によって明らかにされることが、芸術家等が創作活動に専念できることにつながると思う。	御支持の御意見として承ります。
IV 取引の適正化の促進等の観点から契約において明確にすべき事項等		
	文化芸術関係者の待遇の改善を望む。「取引の適正化の促進等の観点から契約において明確にすべき事項等」に全面的に同意。仕事である以上、文化芸術を提供する側とスポンサー側の対等な関係が必要であるため、契約書の内容は改善されるべき。	御支持の御意見として承ります。
1 (1) 業務内容		
	発注者に迷惑がかからない範囲で芸術家等が作品のクオリティを高めることができるよう、発注内容の要件に余白を持たせることも検討する必要がある。	発注者、受注者双方が依頼内容を十分に理解し、明確にしておくことが必要と考えています。
1 (2) 報酬等		
	演者にチケット販売のノルマを課す等は禁ずるよう明記すべき。	発注者と受注者が十分に協議した上で決定されることが重要と考えています。
1 (3) 不可抗力による公演等の中止・延期による報酬の取扱い		
	行政や自治体からの補助金がある事業や、公立文化施設の自主事業等には積極的な配慮を率先されることを期待している。本ガイドラインにも「行政や自治体からの補助金がある事業や、公立文化施設の自主事業等、予算が一定程度確保されているような場合」と追記してはどうか。	民間の自主事業等で予算が確保されている場合も想定されることから現状の記載としています。
1 (4) 安全・衛生		
	発注者の身体的・精神的な健康状態への配慮が重要という点に賛成。しかし、「受注者全て」に一層の配慮が必要とすべき。	安全配慮上、特に配慮が必要な場合について、「一層の配慮」としています。
	児童、年少者や未成年者の出演契約においては、出演時間、作品の表現に関してや、契約の当事者など、成人とは異なる要因が多いため、別枠として条件・注意点を記載すべき。	貴重な御意見として承ります。
	労働者は年に一回の健康診断・人間ドックは受けるように努力し、使用者も受けさせるようにしてほしい。	
	高所での撮影やワイヤーを使った演出は、産業医が実施可否判断を行い、安全の確保に努めるべき。	
	安全管理に関する意識疎通不足や体制の課題等については、より具体的な理由を記載し、改善策を提案するとよいのではないか。	安全衛生管理者を置くことが望ましいとしています。
	さらに踏み込んで、「責任体制を明確にし、安全衛生管理者を明記すべきである」と記載することを求める。	御意見を踏まえ、「安全衛生管理を行う者を置くことが望ましい」と追記しました。
	「制作や実演現場における多様な分野、立場の専門家が関わることにより意識疎通不足、指揮命令系統や責任体制が不明確になること等が生じやすい」との記述が、あたかも現場の安全・衛生管理が総じて脆弱であるかのような誤解を与えかねない。	御意見を踏まえ、「指揮命令系統や責任体制が不明確な場合には事故につながりやすいとの指摘もある」に修正しました。

	安全管理については、保険の加入とその費用負担を含め、本来発注者側が担うべきで、実際にもほぼそのように運用されており、受注者側の保険加入については任意であるべきものである。「費用負担も含め保険に関する取り扱いについては発注者と受注者が協議することが望ましい」という記述については、受注者側に不利な慣行がつけられる恐れがあることから削除すべき。	分野や業種によって様々な考え方があり、受注者が保険に入ることも想定されることから現状の記載としています。
1 (5) 権利		
	権利の不行使のみを例示にあげ、あたかも権利の不行使を推奨するかの如く記載することは、不適切。この「受注者が権利行使をしないこととするなど」との例示部分は削除すべき。	御意見を踏まえ、「受注者が権利行使をしないこととするなど」の記載は削除しました。
	肖像権、パブリシティ権については、「名誉声望」のいかにかわからず実演家から譲渡できないことを明記すべき。	貴重な御意見として承ります。
2 その他の項目及び契約に当たっての留意事項		
	タレントが所属事務所を退所後、元所属事務所がタレントの活動や映像の利用等を制限していると思われる例がある。優越的な地位を利用した商習慣を是正し、過去の所属者が権利や管理権の返還請求ができるなど、本人や移籍後の事務所等が自由に利用できるような記載を盛り込んでほしい。	いわゆるマネジメント契約については、本ガイドラインにおいて言及しておりません。
	不可抗力によるに限らずに「公演等の中止・延期による報酬の取扱い」が事項として確認される必要がある。	貴重な御意見として承ります。
	出版・Web 関連業界においては契約解除・不更新・発注取り消しなどのトラブルが多いことから、1) 契約解除、不更新には「正当な理由」が必要であること、2) 3カ月前予告と、予告できない場合の補償、3) 「中途解約時の補償」と「発注取消し時のキャンセル料の支払い」を盛り込むべき。	貴重な御意見として承ります。なお、「中途解約に関する条項」についての留意点には、中途解約は受発注双方に対等に、明確に定めることが望ましいと記載しています。
	中途解約に関しては、着手から解約時までの間の対価について争いになることもある。契約書のひな型には、業務に従事した期間に見合う報酬が支払われるべきことが明記される必要がある。	貴重な御意見として承ります。
	特に実演家は、多くの場合いわゆる芸能事務所に所属している。この場合、実演に関する受注者は所属事務所となるものと考えられるところ、今後、発注者が所属事務所との間で出演に関する取引をする場合についても検討されたい。	御意見を踏まえ、事務所等が契約当事者となって発注者と契約を締結する場合について、業務内容等の基本的な項目及び留意事項を参考にしてほしい旨、追記しました。
3 契約書のひな型及び解説		
	ひな型冒頭に「業務委託契約」とあるが、業務という言葉によって、事業者性が強調されてしまい、労働者性が認定されにくくなるのが危惧される。	労働者性は、個別の業務実態等から判断されるものと考えています。
	契約書ひな型の「解説」にある「下請法では、」という記述は、実演家に自分達が下請法で保護されているという誤解を与える危険があるため、独禁法による保護を前面に出した方が良い。	貴重な御意見として承ります。ひな型の条項に関して参考となる規定が下請法にあるため参照したものです。
	分野ごとに背景が異なることから、全分野共通のひな型の作成には無理がある。業務内容や報酬等以外の項目については、分野、団体の状況に合わせて対応する必要がある。	契約書のひな型は、分野共通的な項目について提示しており、これらを参考例として、柔軟に工夫し活用していただきたい、としています。

	スタッフとは、どのような者を言うのか。作家や脚本家も対象なのであれば、文言が足りない。	スタッフとは、公演、番組、映画等の制作、演出・文芸、技術等に携わる者、としています。契約書のひな型は、分野共通的な項目について提示しており、これらを参考例として、柔軟に工夫し活用していただきたい、としています。
	適正な契約関係の構築は、文学・出版や美術等の他分野、各職種にも求められることから、他分野の「契約書のひな型例及び解説（案）」も示されるべき。	貴重な御意見として承ります。文化庁としては、パブリックコメントの御意見等を踏まえ、今後も必要な検討を随時行ってまいります。
	契約書ひな型は、契約書になじみのない者でも理解しやすい点、受注者側の具体的な報酬や活動期間が記されている点、ハラスメントの防止を考慮した条項が盛り込まれている点等、古くからの慣行・風習を踏襲しない新しい内容となっており、有用なものとなっていると感じた。	御支持の御意見として承ります。
	芸術家が適切に項目を取捨選択できないのではないか。契約書は、金額だけ変更すればよいような、A4一枚でわかりやすい記載例を作成した方がよい。	御意見として承ります。文化庁としては、今後、研修会の開催や分かりやすい資料作成等、芸術家の方々の理解を深め、分かりやすく伝えていくための取組を進めて参ります。
	現在の「契約書ひな型」は、様々なパターンを挙げており、制作側に配慮した「制作側に有利な例」もあることから、実演家の視点に立った「契約書ひな型」にすべき。	ひな型の作成に当たっては、実用性を踏まえつつ、芸術家等の立場に配慮し、適正な内容を検討してきています。
	フリーランサーのアーティストや下請けスタッフを守るよりも、発注者の責任を軽くし、權益を守る方に重点が置かれていると感じる。各国の各分野・各職能の労働組合が締結している契約書の項目などを参考に、本当にフリーランサー・下請けの権利や安全を守るものになっているか、再検討してもらいたい。	
V 適正な契約関係の構築に向けた実効性確保のための方策		
1 適正な契約関係の構築に向けた行政の取組		
	文化庁がしっかりとひな型の契約書を提示したり、教育活動を行ったりしてほしい。特に研修会等への参加が難しいと思われる未成年、若者への配慮が必要。	貴重な御意見として承ります。文化庁としては、継続的に実効性確保のための方策に取り組んでまいります。
	研修会・解説等を通じて知識を補完していき、それでも困ったことがあったら相談窓口相談するという体制を構築することが望ましく、ガイドラインに記載の内容に賛成。	御支持の御意見として承ります。
	契約に関する相談窓口の設置にあたっては、法曹含む人員を擁する窓口とすることを望む。	貴重な御意見として承ります。
	文化庁及び芸術文化振興会の委託事業、補助金・助成金の交付事業では、この契約書ひな型の使用を義務づけ、文化芸術活動の統一フォーマットになるよう誘導されたい。	
	最終的に理想とする契約書等を念頭に置きつつも、できることから始めることが適当。双方に著しい不利益が出ない形で柔軟性のあるガイドラインの適用及び行政的な指導を望む。	
	団体や事業者が取り組みを行う上で、国、文化庁の責務として、芸術団体、実演家等と協働していきながら、事業者との協議を行うための場の設定等についても積極的に推進されたい。	

	文化庁には、実施される支援施策における契約の書面化の推進等、より主体的、積極的かつ具体的な取り組みが求められる。	御意見を踏まえ、「これらの取組を通じて引き続き課題を把握し、契約関係の適正化に向けた更なる検討を進めていく」と追記しました。
	芸術家等・事業者等の双方の利益・債権・健全性を保護することを目的とした、非常に有用で必然性の高いガイドラインと考える。文化庁及び検討会議委員が主導し、ガイドライン公表後の管理運用についても、継続的に行われることを要望する。	文化庁としては、継続的に実効性確保のための方策に取り組んでまいります。
2 団体や事業者等に期待される事項		
	個人が発注者と交渉をして条件を作るとしているが、現実的には対等の交渉は困難である。個人の実演家を護るためには、信頼できる権利者団体のルールが業界に敷衍されており、そのモデル契約書を用いるシステムが業界に前提として存在しなければならない。	貴重な御意見として承ります。本ガイドライン本文の実効性確保のための方策、団体や事業者等に期待される事項において、文化芸術団体や業界団体は、(中略)契約書のひな型の作成など契約に関するルール作りが行われることが期待される旨記載しています。
	個別契約の書面化を促進させるためには、芸術団体や事業者間での統一的な協定書、モデル契約書策定の努力が求められる。行政に期待されるのは、個別の相談窓口はもちろんだが、その基盤となる両論併記ではないモデル契約書づくりを促進すること。そのため、本項にこの項の立場に沿った協定、モデル契約書づくりを明記すべき。	
3 芸術家等に期待される事項		
	本ガイドラインでは、芸術家個人が交渉力を付ける必要性を説いているように思われるが、交渉の方法としては、個人で行うだけでなく労働組合を組織して集団で行うことも可能であるところ、それらを記載してはどうか。	貴重な御意見として承ります。
おわりに		
	「契約」及び「契約関係の適正化」では対応できない課題として、環境改善のための重要課題として、自然災害や感染症の流行等、不測の事態において芸術家等を支えるための「セーフティネットの構築」を追記すべき。	貴重な御意見として承ります。
	「チケット等への価格転嫁への観客をはじめ国民の理解も必要である」の記載については、本案に記載すべきものではないと考えられることから削除していただきたい。	貴重な御意見として承ります。
	「チケット等への価格転嫁」だけでなく、国・自治体の予算を文化芸術に充当することへの観客をはじめ国民の理解も必要であると考え、チケット等への価格転嫁や文化芸術への国・自治体からの公的支援の必要性について観客をはじめ国民の理解も必要である。」等とすべき。	御意見を踏まえ、「国・自治体等からの支援の必要性について」を追記しました。
別添 契約書のひな型例及び解説		
	スタッフと実演家では契約形態が異なることから、契約書のひな型は大きく異なってくるのではないかと。また、スタッフで著作権を有するのは僅かなメインスタッフのみである点どう考えているのか。	契約書のひな型は、契約の多様性等を踏まえ、分野共通的な項目を提示していることから、結果的に類似するところが多くなったものと考えています。また、著作権が発生しないスタッフの方は、著作権部分を削

		除する等柔軟にご活用いただければと考えています。
①業務内容		
	1日単位やステージ単位の契約のため1日働かせ放題になっている。拘束時間を明記することが長時間労働の是正につながるのではないか。	解説には、業務に従事する期間等が明確になるようできる限り具体的に記載します、としています。
②報酬等		
	拘束時間に応じた（最低賃金以上の）支払いを設定すべきとするべき。	貴重な御意見として承ります。
	「振込手数料」に関する解説では、協議により受注者負担としてよいというように読み取れ、実質的な報酬の減額に繋がる可能性があるため、「振込手数料は、原則として発注者が負担すべきものである」との表記に変更していただきたい。	合意によって受注者負担とすることも考えられることから、解説では、原則として、(中略)発注者が負担すべきものとしつつ、どちらが負担するか協議する旨記載していますが、ひな型においては、発注者負担としています。
	実演家については、衣装代とヘアメイク代についてどのような負担になるのか、ひな型の中にきちんと含むべき。	諸経費については、どちらが何を負担するか具体的にどのような記載としています。
③不可抗力による公演等の中止・延期による報酬の取扱い		
	「(発注者)は当該業務に関する報酬の請求を拒むことができる」が最初に記載されるのはどうしてか。受注者側で発生してしまった業務・経費については、たとえ中止になっても支払うと先に記すべき。	第1項は、まず、不可抗力(当事者双方の責めに帰することができない事由)によって業務ができなくなったときは、発注者は報酬の請求を拒むことができるという考え方を記載した上で、ただし、受注者は既に業務を行った割合に応じて報酬を請求することができる、としています。内容については民法を踏まえて記載しております。
	不可抗力による公演の中止等は、芸術団体に莫大な損害が発生するため、自主事業における報酬の取扱いについては、発注者と受注者が誠意をもって協議する等の文章をとする必要があるのではないか。	第2項は、不可抗力による中止・延期の場合に、発注者が当該公演等に関する収入が一切ない場合等も想定されることから、報酬の支払の要否及びその額について、協議の上、決定した場合に関する規定を定めています。
	第2項に「中止・延期決定後に、発注者と受注者が報酬の取扱いについて協議する場合には、例えば～等を勘案し、決定することが望ましい。」とあるが、「望ましい」ではなく「決定すべきである」という文言が適切ではないか。	貴重な御意見として承ります。勘案すべき事情については例示として記載していることから、望ましいとしています。
④安全・衛生		
	「安全衛生管理」という文言は、舞台芸術分野、特に制作者の中で十分に認知されていない文言・役割であるため、これについての解説を加えることを求める。	解説には「生命・身体等の安全」と記載しているほか、ひな型にも例示として「事故やハラスメントの防止等」と追記しています。
	「配慮する」では効力が弱いため、安全配慮に対する明確で具体的なガイドラインの作成が必要。	貴重な御意見として承ります。

	<p>安全衛生管理者の住所氏名が書いていないことに違和感がある。最初から書いてあるのが一般的。責任者を明記したくなくて逃げているように感じる。</p>	<p>御意見を踏まえ、「契約段階において安全衛生管理者が特定されている場合には、その氏名等を記載しておくことも考えられます」と追記しました。</p>
	<p>創作・上演現場における「制作者」は様々な制作業務に携わる専門家として広義の意味で使われることが多いことから、ひな型の安全衛生管理を行う者を置く条文にある「制作者」は「制作責任者、製作責任者」と表記すべき。</p>	<p>御意見を踏まえ、「制作責任者又は製作責任者」に修正しました。</p>
	<p>多重下請構造や、仲介業者が存在する場合等もあることから、元請となる発注者（制作会社）に安全配慮義務があることを前提とした考え方を示すべき。</p>	<p>貴重な御意見として承ります。なお、分野や業界によっては既に安全衛生に関するガイドラインによって責任者に関する考え方が示されている例もあります。</p>
	<p>センシティブなシーンやアクションシーン等は、それぞれのシーンの具体的な内容を書面で示し、変更時も演者の許可がないと契約違反に問うとの強い指導が必要。</p>	<p>貴重な御意見として承ります。</p>
	<p>安全管理の専門家や資格を持つ第三者を配置することにはどうか。</p>	
	<p>ハラスメントに関して、ひな型例には発注者による安全確保の配慮が一般的に記述されるにとどまっている。ハラスメント防止対策を講じることを明記するなどの修正が必要ではないか。</p>	<p>御意見を踏まえ、「事故やハラスメントの防止等」と追記しました。</p>
	<p>「発注者は、スタッフ・実演家はその生命、身体等の安全を確保しつつ本業務を履行することができるよう、必要な配慮をするものとする」とあるが、精神面の安全について明確な言及がない。</p>	<p>解説に、労働契約法第5条の「生命・身体の安全」には、心身の健康も含まれているものとされていますので、ひな型においてもこれに準じて心身の健康も含めて配慮を求めるものとしています。</p>
	<p>「ハラスメント防止対策を講じる」ことを義務化すべき。</p>	<p>貴重な御意見として承ります。</p>
	<p>発注者側のハラスメントに関する相談窓口もしくは公的な相談窓口の連絡先を明示すべき。</p>	<p>御意見を踏まえ、フリーランスと発注者等との契約等のトラブルについては、フリーランスの方が弁護士にワンストップで相談できる窓口として、「フリーランス・トラブル 110 番」が設置されている旨を、ひな型の冒頭に追記しました。</p>
	<p>保険の内容によっては、保険金の支払いによって填補されない損害が生じるおそれがあることが懸念されるため、たとえば、「(スタッフ／実演家)が業務中、生命・身体等の安全が害され損害を被った場合には、発注者は、(スタッフ／実演家)に対して、必要かつ相当な範囲で、賠償をする責任を負う」という条項を挿入することが考えられる。</p>	<p>貴重な御意見として承ります。</p>
	<p>災害時の補償について、労災特別加入や民間保険などへの加入が示唆されているが、一般の労災保険への加入も可能であることが抜け落ちている。また、労災特別加入や民間保険の負担は、安全衛生の責任の在り方を考慮すれば、発注側あるいは元請側が負担するべきものである。</p>	<p>貴重な御意見として承ります。保険料の負担については、分野や業種によって様々な考え方があり、受注者が保険に入ることも想定されることから現状の記載としています。</p>
	<p>受注者側の義務として「安全配慮に伴う指示に従う義務がある」ことを契約に明示すると同時に「身体に危険が及ぶ場合、過大な露出や扇情的な表現を伴う指示については拒否権があること」、「拒否権を行使したことで不利益を受けないこと」を契約に明示すべき。</p>	<p>貴重な御意見として承ります。</p>

⑤権利		
	事務所が肖像権・著作権の譲渡契約を要求している。十分な対価という表現は曖昧なので「基本的には認めない」等記載してほしい。	貴重な御意見として承ります。
	実演利用の実務では、個別契約において当初の利用は許諾しつつ、事後の二次利用については集中管理団体に権利行使を委任する分野が現に存在していることから、契約書のひな型例及び解説では、個別契約において利用許諾する場合や権利譲渡の場合に加えて、集中管理を通じた権利行使の方法もあることを明示し、現に行われている集中管理に基づく権利処理の実務の妨げとらないよう十分に配慮すべき。	御意見を踏まえ、解説に、著作権等管理事業者による使用料の分配制度（いわゆる集中管理制度）によって、双方の手間を省きつつ、利用の対価を権利者に還元する仕組みもあります、と追記しました。
	公演収録 DVD の販売等、二次利用によって生じる収益の分配の有無について記載がない。	
	著作権、著作隣接権と分配方法の事は本来重要である。著作権が公平になるように議論を続けてほしい。二次利用料が正しく分配されるようにしてほしい。	御意見は著作権法所管課にお伝えいたします。
	権利などの詳細については、依頼者と実演家の両方で課題を認識したうえで記述しない、あるいは「権利が守られるように両者が考え方を共有しておく必要がある」といったことで、あとは何も書かないことでも良いのではないか。	権利の取扱いについては、契約段階において発注者と受注者が協議し、明確にしておく必要があるという観点から、具体的に記載しています。
	「権利譲渡」について詳しく例を載せていると、実演家の権利の剝奪を推奨しているかのような誤解を招く恐れがあるため、あくまでも「利用許諾」が前提であり、「権利譲渡」は特例とみなすような表現や記述にするべき。	解説で、権利者保護の観点からは各権利が権利者に残る利用許諾とすることが望ましい、としており、これを踏まえ、ひな型でも、利用許諾の場合を先に記載しています。
	著作権（著作隣接権）の法律上の帰属の扱いは前提条件によって異なる点、利用許諾と権利譲渡の特定の2つの事例を抽出して提示することで、事業者と芸術家等の間に誤解が生じ、協議に支障をきたすことが懸念される。	例えば、「映画の著作物」については、解説に別途説明を記載するなどしています。
	放送分野では、実際には放送目的でありながら「映画の著作物」と主張する制作会社が、出演契約にワンチャンス主義を適用するケースがある。「契約書ひな型」に「利用許諾」「権利譲渡」などについて詳しい例を載せているのは、制作側に都合良く利用されるリスクが高く不適切。例えば、通常の出演料支払に関する条項の例だけを載せて、解説に「利用許諾や権利譲渡がある場合は、その報酬についても記載します」という様な記述にすれば、実演家側に立ちつつ、制作側にも配慮できるのではないか。	権利の取扱いについては、契約段階において発注者と受注者が協議し、明確にしておく必要があるという観点から、具体的な記載をしています。受注者が自らの持つ権利について知ることも必要であると考えています。
	【利用許諾の場合】に関して、「実演の録音及び録画」とあるが、これを許諾することで、実演家は以後実演家の権利が適用されず、その録音録画物をどのように使われても権利主張はできなくなるので、実演家にはこの許諾が重大な意味を持つことを十分に知らせる方法を講じるべき。	実演家の了解を得て「映画の著作物」に「録音」「録画」された実演については、その後の利用について、実演家に著作隣接権は及ばなくなる旨、その場合はその後の実演の利用までを念頭に置いた契約条件を決めておく必要がある旨記載しています。
	【利用許諾の場合】に関して、著作物の複製を範囲の記載なく最初から想定しているのは妙である。	解説に、どの権利をどの範囲で利用することを許諾するのか、明確にする必要がある旨記載しています。
	今、原稿を編集部側がどんなに変えてもよいという条文を入れ	御意見は著作権法所管課にお伝えします。

	た契約書が非常に多い。著作者人格権の保証の強化が必要。	
	ひな型例として実演家人格権（氏名表示権）を行使しないことを記載する実益は乏しい上、権利保護の観点からも不適切である。契約書のひな型例では、実演家人格権の不行使を前提とした内容しか示されておらず、受注者の意向の尊重の観点からも適切でないのではないかと。	御意見を踏まえ、ひな型から著作者人格権、実演家人格権等に関する記載を削除し、解説に、上記の権利の取扱いについて確認しておくことが求められる旨、追記しました。なお、著作者人格権については、著作物の利用の円滑化等の観点から、解説に例として、著作者人格権を行使しないこと、ただし、名誉又は声望を害した場合はこの限りでないと規定することも考えられる旨、追記しました。
	同一性保持権の行使が問題とされる事例はごく限られた場面であり、実演家人格権（同一性保持権）を行使しないというひな型例は削除すべき。	
	パブリシティ権について、「権利行使をしないこととするなど取扱いについて確認しておくことが求められる」（検討のまとめ案9頁）とした上で、ひな型例として、パブリシティ権を行使しないとする内容を示すことは、パブリシティ権に係る権利者が経済的利益に関与することを著しく損なうものであり、適切ではない。	
	本ガイドライン案及びその契約書ひな型は、パブリシティ権を著作者人格権や実演家人格権等と同列に扱っているが、判例によって「財産的利益を保護する知的財産として位置付けられた」パブリシティ権の性質に対する理解を欠いたものであり、適切ではない。	
	肖像を商業目的に利用する場合は、期間や媒体、使用範囲などの利用条件についての事前合意、文言が必要。	
	肖像権、パブリシティ権については、受注者の希望が担保されるよう、契約書のひな型にも記載すべき。	本ガイドライン本文及び解説に、肖像権等の権利の取扱いについて、確認しておくことが求められる旨記載しています。
⑥契約内容の変更		
	ひな型には契約内容の変更条項の記載があるが、これに留まらず、具体的な変更内容を履行するための覚書や変更契約書等の締結の必要性、及びそれらの書類のひな型の記載を求める。	ひな型では、変更された内容は書面で通知するものとする、としています。
	本項では一般的な契約内容の変更に関する内容について記されている。しかし（受注者）からの契約後の契約内容に関する異議申し立ての条項は入っていない。（受注者）の権利擁護の観点から、異議申し立て条項の導入が求められる。	貴重な御意見として承ります。
その他、本ガイドライン全体に対して		
	今回のような国の動きは喜ばしい。今契約書を作成している立場なので、今回のガイドラインを参考にして契約書を修正している途中。	御支持の御意見として承ります。
	文化芸術分野において、芸術家等契約の書面化により、業務内容の明確化および適正な契約関係の構築は喫緊の課題であり、本ガイドラインが大きな一助となることを期待している。	
	弁護士に対し、文化芸術分野において就労する方からも多数の相談が寄せられているところ、その中でも報酬の未払いに関する相談が特に多い。また、当初約束した内容とは異なる仕事を一方的に追加されるという相談も多い。そのため、本ガイドラインが文化芸術分野における取引関係について、書面等を作成することによって契約内容を明確化するよう求めることは、当該分野における紛争を予防する効果が期待でき、基本的には飲	

	迎できる。	
	本ガイドラインに賛成。適正な契約のもとで安心して創作活動や事業活動が展開できるようにするためにも、芸術家や事業者等による本ガイドラインの使用が推進されるよう、広く周知していただきたい。	御支持の御意見として承ります。文化庁としては、今後、研修会の開催や分かりやすい資料作成等、芸術家の方々の理解を深め、分かりやすく伝えていくための取組を進めて参ります。
	ガイドラインを一律に適用するのではなく、各業界の実情や個別の事情にも配慮し、実務に混乱をきたすことのないよう要望する。	本ガイドラインは、内容の一律的な適用を意図しているのではなく、各分野や業界等の実情に応じて、契約の書面化の推進及び取引の適正化の促進が図られることを期待するものです。
	「制作者」はスタッフワーク担当者を指す名称として使用されることも多いことから、認識の齟齬を避けるため「制作責任者」等の表記にしていきたい。	御意見を踏まえ、契約書ひな型の安全衛生の条項については、「制作責任者又は製作責任者」に修正しました。
	ひな型を作って終わりではなく、見直しや変更のためのルールも同時に作成できれば良い。関係省庁、専門家との協議の下、継続的な調査、研究を行うことについて検討を。	貴重な御意見として承ります。文化庁としては、パブリックコメントの御意見等を踏まえ、今後も必要な検討を随時行ってまいります。
	ルールを守ってもらうために、守らない団体を報告等できる機関や第三者の監視体制等が必要。	貴重な御意見として承ります。
その他契約に関して		
	エキストラは報酬なしが当然となっているが労働基準法に違反しないのか。明確な時給、休憩時間等の規則が必要。	本ガイドライン本文では、報酬の決定に当たっては、業務内容等に応じた適正な金額となるよう、発注者と受注者が十分に協議した上で決定すべき、としています。休憩時間に関しては、安全配慮として、発注者は受注者の身体的・精神的な健康状態に配慮することが重要としています。
	契約書の書面化や適正な契約関係構築のためには、取引のガイドライン、発注書面、契約書、請求書のひな型が必要。	貴重な御意見として承ります。
	芸能、芸術分野における権力の無い立場の人間への不利な契約関係を結ぶこと、また仕事や発表の場を与えるための差別やハラメント、暴力や性暴力の禁止を求める。	
	若者の活動等、営利活動として成立しない文化芸術活動もあるため、それらの場を守るためにも非営利アーティスト、団体における契約の位置づけを慎重に検討してほしい。	
検討会議について		
	検討会議の委員に、実演家並びに女性が少ない。	貴重な御意見として承ります。今後の参考とさせていただきます。

その他の御提案等

以下の御意見についても貴重な御意見として承ります。今後の検討の参考にさせていただきます。

- 文化庁が助成する公演において、適正なギャラが支払われているか調査してほしい。早朝から深夜までの長時間かつ短期間の拘束で人件費を不当に抑えていたり、チケットノルマがあって俳優は赤字にしかない。
- 文化庁の助成事業については、団体や劇場がハラメント対策をしているか確認した上で助成の決定をしてほしい。ハラメントの事実が確認できた場合、助成を行わない等のペナルティを。

- 契約時の注意に関する分かりやすいパンフレットを作成して、誰でもいつでも閲覧や入手ができ、業界は契約前（更新時を含む）には必ず渡さなければならない等の措置はどうか。違反時は罰則を設けるなど。
- 個人演奏家への報酬を大企業が搾取した場合や、一定水準以下の報酬に対し、ペナルティを与えるなどの措置を作ってもらいたい。
- 諸外国では助成金を得るために、標準契約書の使用が必須となっている国もある。契約書の締結の促進を促すのであれば、1) 適正な契約書の提出を助成金申請の条件とすること、2) 規模の小さな会社・作品にとっては相対的に負担が重くなるため助成金を充実させること、が必要。
- 韓国では、「芸術家福祉法」という一般法が制定されており、そのなかで、契約書の作成が義務づけられている。日本でも、芸術家等を保護するための一般法を制定し、契約書等の作成を義務づけるような条項を設けることを検討すべき。
- 「芸術家等の専門性や提供する役務に見合った報酬」の実現のためには、文化芸術の予算を増やすことによって是正する必要があるとともに、行政や自治体と連携して行う事業も多いことから、行政や自治体には、本ガイドラインを契機に、現場の当事者と共に検討することを求める。
- 出演料についてはそもそも基準がないため、事業者側でもどの程度の額を提示すればよいのかわからない。出演料の最低基準が崩壊している現状があるとも、観客からチケット料金が高いとお叱りを受けるケースがあるとも聞く。プロアマの線引きが曖昧で、アマチュアがプロよりもチケットを売り上げているケースもある。契約書の書面化を進める前に、出演料の基準、その前にプロとアマチュアの定義の周知徹底が進まないと、形骸化しかねないと感じる。
- 芸術家のレベルをランク分けしたほうがよい。国家資格試験も必要かもしれない。
- 文化芸術分野、特に文化庁の制度設計において「プロフェッショナル」の定義に関する議論がまだ成熟していない。今後同定義について、現場の当事者ととも認識を深める議論が必要。
- ガイドラインを有効に活用するためには、対象となる各分野において、基礎的な知識を広く持つ人材の育成が次の段階では必要であり、制作者にとって必須の知識であるならば、「契約」に限らずその人材としての専門性を明確にするための「資格制度」や「認定制度」などを早急に検討・導入すべき。
- 財政基盤がぜい弱で興行するにも資金調達が目途が立ちづらい文化芸術の創造活動においては、不可抗力による公演の中止等は主催者の存続にかかわる問題であるため、例えば大きな経済的負担とならない程度の保険制度を創設し、受注者が一方的にしわ寄せを被ることのないようなシステムを行政として構築できないか。
- ハラスメントについて、第三者機関に相談できる仕組みが必要。匿名で情報提供ができ、調査のできる第三者機関の設置を求める。相談相手は専門分野を学んだカウンセラーと弁護士とする等。心身に苦痛を追ってしまった人のケアも。
- ハラスメント関連の相談窓口や研修については、文化芸術の統括団体とは関係のない第三者機関へ委託すべき。
- ハラスメント対策の相談窓口は、一団体が負担するには費用も高額であり、改善が遅れる要因と考える。業界におけるハラスメント対策が公的機関の主導または協力によって早急に進められることを願っている。
- 文化芸術に特有のハラスメントのケース等について、教育機関や業界団体等、各芸術団体等が環境を整える体制づくりに対する支援を実施してほしい。
- 芸事をしている人間は加害や搾取されて仕方が無いといった価値観を根底から変えていくようリスペクト講習やハラスメントに対するステートメントの明記と取り組み、仕組みづくりが必須課題。
- 現場には監督を監督する人物やカウンセラー、産業保健師等の同席・配置を義務付けるべき。
- 建築、漁業など、フリーランスが多い業界では、もっと経費負担やメンタルケア、ハラスメント対策の規制や義務化が進んでいる。検討会をこのまま継続するか、新しく立ち上げてほしい。
- 独占禁止法（優越的地位の乱用）の観点から、枕営業の強要（性的強要）なども業界のガイドラインにする必要。
- 今回、こうした文化芸術分野の適正な契約が検討されるにあたって、大前提となるべきは当事者の社会的な地位向上（文化芸術基本法第二条）にあると期待している。この点で、報酬や労働時間、安全衛生など重要な契約内容については、少なくとも労働関連法規で定める最低限度の水準は維持されて然るべきかと考える。